

子ども朝ごはん食堂への参加促進モデル事業(5箇所開催モデル)
業務委託仕様書

1 委託事業名及び委託期間

- (1) 委託事業名 子ども朝ごはん食堂への参加促進モデル事業
(5箇所開催モデル)
- (2) 委託期間 契約日から令和6年3月31日(日)まで

2 業務目的

三重県内でも、子ども食堂や無料学習支援教室等の子どもが気軽に集える場所(以下「子どもの居場所」という)は増加傾向にあるが、その分布には地域格差があり、県内の子どもの誰もが利用できる状況に至っていない。

子どもの居場所の更なる裾野の拡大を図るため、今まであまり取組事例のない朝ごはんに取り組むこととし、新たに朝の時間帯に子どもが気軽に集える場が増え、子どもの居場所の裾野をさらに広げるとともに、子どもの健やかな成長につなげていくことが必要である。

本事業では、地域において、学校給食のない長期休業期間(冬休み)を中心に朝食を提供していただける子どもの居場所を掘り起こし、地域の企業や飲食店、市町、学校、社会福祉協議会等の関係機関と連携することで、子どもへの”食”の提供機会の増加や、子どもの健やかな成長につなげることを目的とする。

さらに、事業終了後は子どもの居場所へのヒアリングを行い、朝食提供継続の意向等も確認し、子どもの居場所の更なる裾野の拡大を促すとともに、モデル事業実施以外の子どもの居場所運営者、市町、関係団体等への情報共有を図ることで、同様の取組が県内に波及していくことをめざす。

3 業務内容

- (1) 朝食の提供が可能な子どもの居場所の開拓
地域において、朝食の提供が可能な子どもの居場所を5か所開拓すること。また、子どもの居場所の開拓にあたっては、参加を希望する子どもの居場所を対象とした説明会を開催すること。【開拓実現性】
- (2) 子どもの居場所における朝食の開催支援
子どもの居場所が朝食を提供するにあたって、必要となるノウハウや情報を提供する等、開催に向けた支援を行うこと。また、子どもの居場所が朝食を提供する際には、食材費等開催経費の補助として、子どもの居場所に対して1食あたりの必要経費を支払うこと。なお、本事業における食の提供数は200食とする。【開催ノウハウ】

(3) 子どもの居場所における朝食の提供

学校給食のない長期休業期間（冬休み）を中心に、子どもの居場所において朝食を提供すること。なお、提供にあたっては、子どもの居場所と調整の上、効果的な日程での提供とすること。【開催調整】

(4) 地域との連携

子どもの居場所において朝食を提供するにあたっては、地域における企業や飲食店、市町、社会福祉協議会、学校等と連携し、事業を実施すること。

【地域との連携】

(5) 開催後の子どもの居場所へのヒアリング、朝食の提供継続

事業終了後、子どもの居場所に対して、朝食を提供してみた感想や、提供にあたっての課題等のヒアリングを行うこと。また、事業終了後も朝食の提供を継続していくかの意向も確認するとともに、継続する場合には必要な支援を行うこと。なお、子どもの居場所のうち 50%以上が、事業終了後も何らかの形で朝食の提供等に関わることを目標とすること。【継続支援】

(6) 事業の広報活動

本事業での朝食提供について、チラシやSNS、ホームページ、地元広報誌等を活用し、効果的な広報活動を実施すること。なお、別途企画提案コンペを実施する『飲食店の「子どもの居場所」への参加促進モデル事業（10箇所開催モデル）』と同一地域での事業実施の場合、受託事業者と協力し、両事業の実施にあたって効果的な広報活動に努めること。【広報活動】

(7) 事業実施レポートの作成

本事業による朝食の提供実績や、子どもの居場所からのヒアリング結果、事業終了後の朝食の提供継続状況等、本事業の成果や課題等を分析し、事業実施レポートとしてまとめること。

なお、レポート内容について、令和6年2月（予定）の市町担当者会議や居場所運営者の交流会での発表を行うため、個人情報等に留意のうえ作成されたい。

4 業務委託に伴う特記事項等

- (1) 受託者は業務執行にあたっては、総括責任者及び副総括責任者を定め、三重県に届け出ること。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期すこと。

- (2) 本業務の実施により生じた著作物に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、成果品の引き渡しをもって三重県に帰属するものとする。
- (3) 個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に、委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対する罰則規定があるので留意すること。
- (4) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (5) 受託者は、業務の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下暴力団等という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ① 断固として不当介入を拒否すること。
 - ② 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ③ 委託者に報告すること。
 - ④ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。
- (6) 受託者が（5）の②又は③の義務を怠ったときは、三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。
- (7) 業務の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、必要な措置を講じること。

5 その他

本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、速やかに三重県と協議すること。

6 事務担当

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県 子ども・福祉部 少子化対策課
子ども応援班 岡村・村居
電話 059-224-2057
Eメール shoshika@pref.mie.lg.jp